

第5章 量の見込みと提供体制

1. 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

【江別市の教育・保育の提供区域・・・市全体で1区域】

教育・保育の提供区域の設定にあたり、幼稚園・保育園の利用については、江別・野幌・大麻の3地区に区分した場合、地域内の施設利用ができるなど利便性の向上が期待できますが、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の選択等の理由から、地区内での利用に限らず、市内全域で利用がされています。

特に幼稚園では園バスを利用し、園児は市内全域から通園している実態にあります。これらのことから、「教育・保育を提供する区域」を市全体で1区域として定めます。

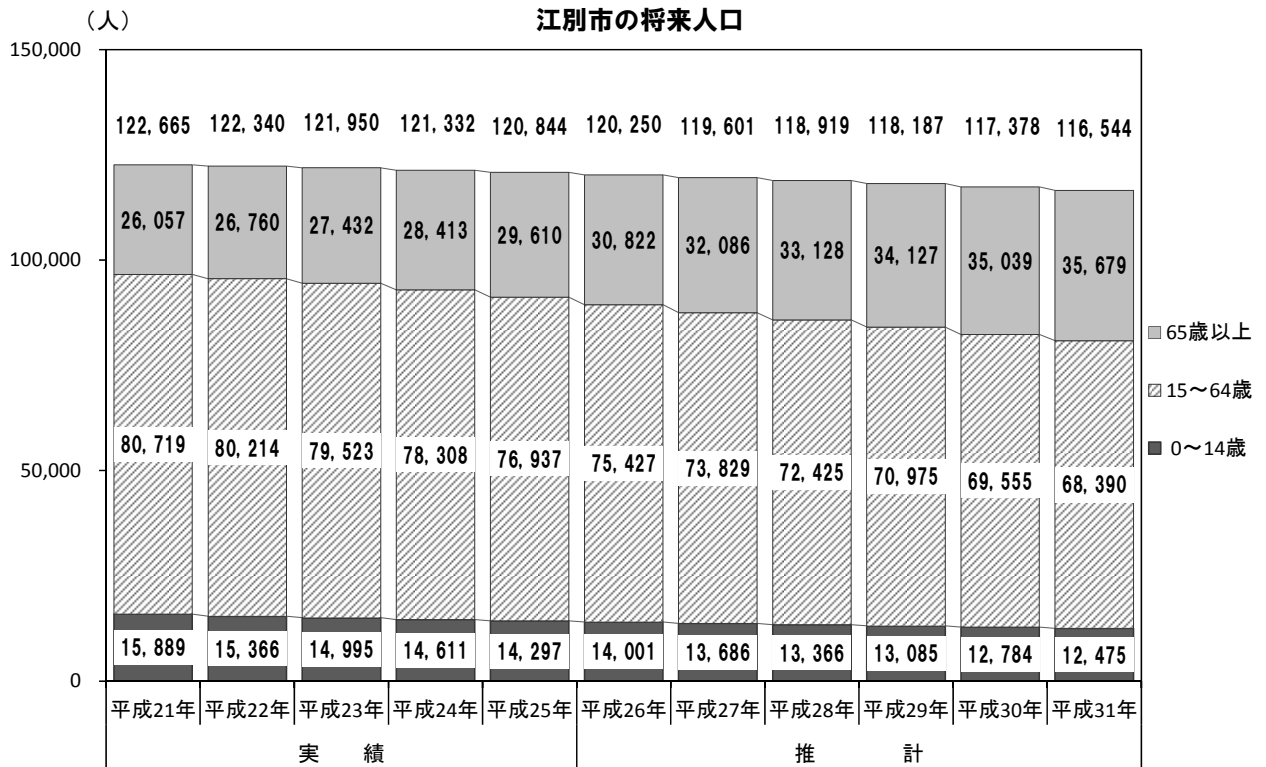
教育・保育提供区域の検討の視点

		1区域
視点1	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎市全体とする1区域はわかりやすい。 ◎これまでの施策展開との連続性の観点からも整合性がある。
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに市内全体をひとつの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない。
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎圏域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少ないことが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい。
視点4	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要（一時的なニーズの増大など）に対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能。

2. 将来の子ども人口

(1) 将来人口

江別市の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成25年の120,844人から平成31年には116,544人にまで減少すると見込まれます。



	実 績					推 計					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総 数	122,665	122,340	121,950	121,332	120,844	120,250	119,601	118,919	118,187	117,378	116,544
0～14歳	15,889	15,366	14,995	14,611	14,297	14,001	13,686	13,366	13,085	12,784	12,475
15～64歳	80,719	80,214	79,523	78,308	76,937	75,427	73,829	72,425	70,975	69,555	68,390
65歳以上	26,057	26,760	27,432	28,413	29,610	30,822	32,086	33,128	34,127	35,039	35,679
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	13.0%	12.6%	12.3%	12.0%	11.8%	11.6%	11.4%	11.2%	11.1%	10.9%	10.7%
15～64歳	65.8%	65.6%	65.2%	64.5%	63.7%	62.7%	61.7%	60.9%	60.1%	59.3%	58.7%
65歳以上	21.2%	21.9%	22.5%	23.4%	24.5%	25.6%	26.8%	27.9%	28.9%	29.9%	30.6%

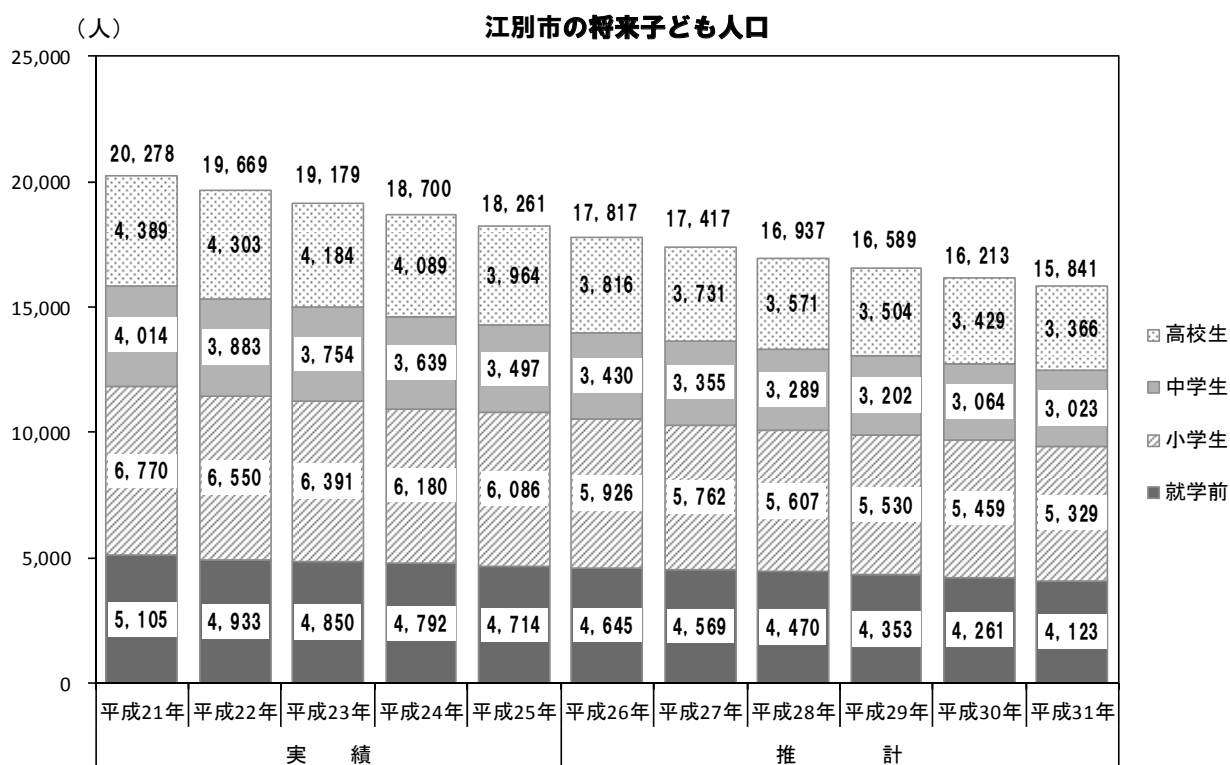
【推計方法】

平成20年から平成25年の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

(2) 将来子ども人口

江別市の0～17歳（各年4月1日現在）の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、平成25年の18,261人から平成31年には15,841人にまで減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、同期間に4,714人から4,123人へと600人程度の減少、小学生（6～11歳）については6,086人から5,329人へと750人程度の減少、中学生（12～14歳）については3,497人から3,023人へと500人程度の減少、高校生（15～17歳）については3,964人から3,366人へと600人程度の減少が、それぞれ見込まれています。



【推計方法】

平成20年から平成25年の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

将来子ども人口（年齢別）

	実 績					推 計					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
子ども人口	20,278	19,669	19,179	18,700	18,261	17,817	17,417	16,937	16,589	16,213	15,841
0歳	695	703	708	673	701	649	635	621	609	593	577
1歳	787	750	739	750	725	750	694	678	664	651	635
2歳	869	804	778	781	791	754	781	722	705	691	678
3歳	839	894	817	801	810	812	774	801	742	725	710
4歳	913	864	923	843	832	833	836	796	823	763	746
5歳	1,002	918	885	944	855	847	849	852	810	838	777
6歳	1,034	1,020	950	897	986	879	872	874	876	834	863
7歳	1,062	1,041	1,028	963	911	994	888	880	881	884	841
8歳	1,087	1,069	1,053	1,042	970	920	1,003	897	889	890	892
9歳	1,142	1,104	1,077	1,061	1,055	981	931	1,015	909	899	900
10歳	1,157	1,158	1,125	1,082	1,079	1,068	994	942	1,028	919	910
11歳	1,288	1,158	1,158	1,135	1,085	1,084	1,074	999	947	1,033	923
12歳	1,272	1,309	1,163	1,166	1,150	1,097	1,096	1,085	1,010	957	1,044
13歳	1,301	1,272	1,311	1,165	1,176	1,154	1,101	1,100	1,089	1,014	961
14歳	1,441	1,302	1,280	1,308	1,171	1,179	1,158	1,104	1,103	1,093	1,018
15歳	1,389	1,449	1,322	1,276	1,322	1,179	1,187	1,167	1,112	1,111	1,102
16歳	1,466	1,395	1,472	1,348	1,293	1,346	1,199	1,207	1,187	1,133	1,132
17歳	1,534	1,459	1,390	1,465	1,349	1,291	1,345	1,197	1,205	1,185	1,132
就学前	5,105	4,933	4,850	4,792	4,714	4,645	4,569	4,470	4,353	4,261	4,123
0～2歳	2,351	2,257	2,225	2,204	2,217	2,153	2,110	2,021	1,978	1,935	1,890
3～5歳	2,754	2,676	2,625	2,588	2,497	2,492	2,459	2,449	2,375	2,326	2,233
小学生	6,770	6,550	6,391	6,180	6,086	5,926	5,762	5,607	5,530	5,459	5,329
低学年	3,183	3,130	3,031	2,902	2,867	2,793	2,763	2,651	2,646	2,608	2,596
高学年	3,587	3,420	3,360	3,278	3,219	3,133	2,999	2,956	2,884	2,851	2,733
中学生	4,014	3,883	3,754	3,639	3,497	3,430	3,355	3,289	3,202	3,064	3,023
高校生	4,389	4,303	4,184	4,089	3,964	3,816	3,731	3,571	3,504	3,429	3,366
子ども人口の 対人口比	16.5%	16.1%	15.7%	15.4%	15.1%	14.8%	14.6%	14.2%	14.0%	13.8%	13.6%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）による。

【推計方法】

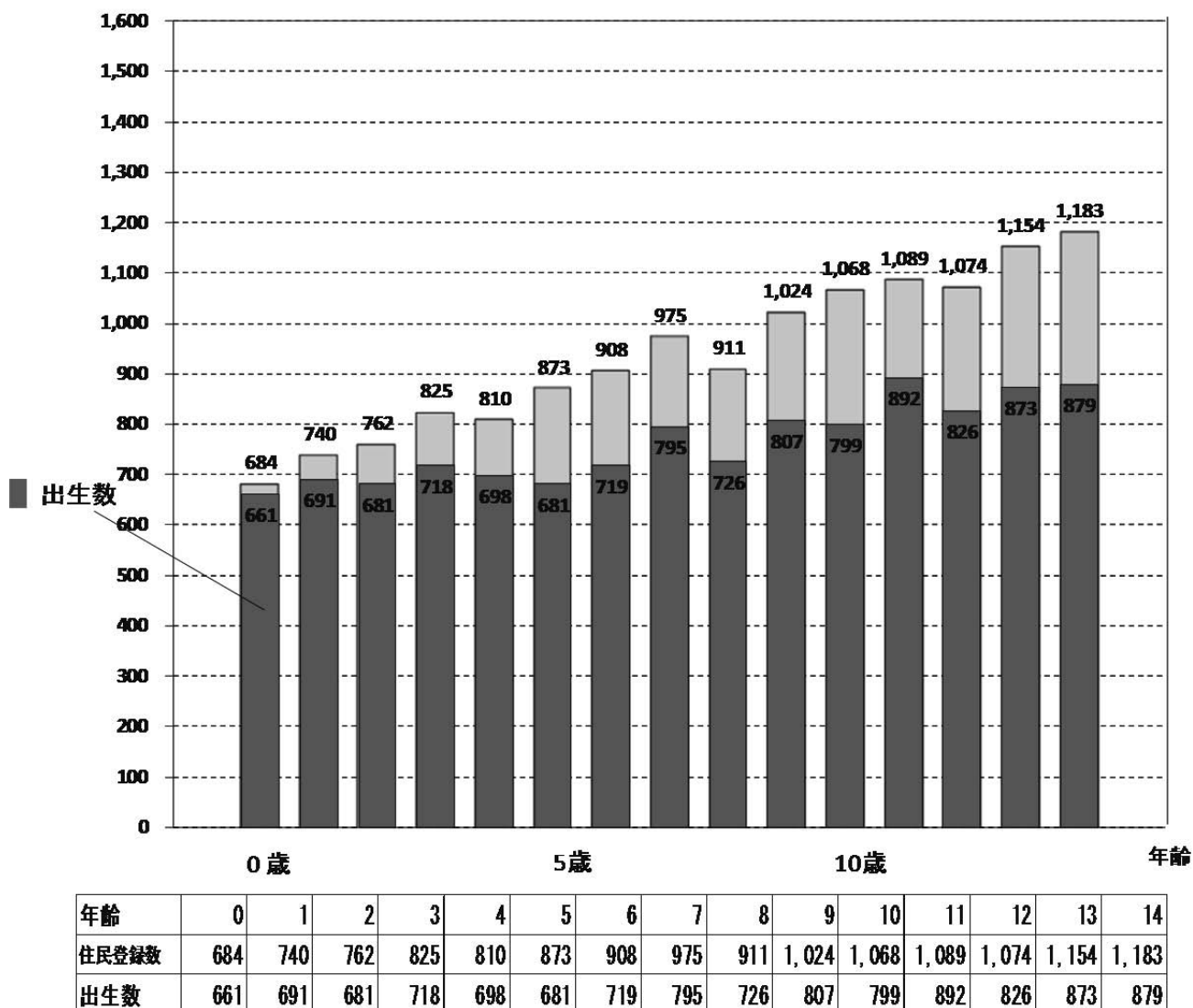
平成20年から平成25年の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

参考 基本理念における子どもの将来人口についての考え

えべつ未来づくりビジョンでは、当市の持つ特性や優位性を最大限生かした戦略的な取組を展開して、これからの江別市の元気を支えていく子育て世代を中心とした生産年齢人口の転入を促進するとともに、現在の人口規模を維持することを目指しています。

このため、本計画においては、教育・保育、放課後児童クラブの充実に取り組むとともに、子育て世代向け公営住宅の確保など様々な施策を展開していくことで、その実現を目指します。

グラフ：0歳から14歳までの各年齢の出生数と住民登録（平成26年1月1日）の比較



この表は、平成26年1月1日現在の14歳以下の年齢別人口を示したグラフで、色の濃い部分はその年齢の出生数を表しています。

例えば、5歳の人口は873人で、その子が産まれた平成20年度の出生数は681人と192増加しており、すべての年齢で同じ傾向となっていることから、子育て世代が転入してきているものと考えられます。

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（教育・保育の利用の認定）

認定区分	定 義	利用対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

〔量の見込と提供体制〕

市全域	H27					H28				
	1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳		3号認定	
		教育希望	保育認定	0歳	1-2歳		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
			保育認定	保育認定	保育認定		教育希望	保育認定	保育認定	保育認定
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,211	439	739	151	478	1,206	438	736	148	454
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・保育施設	418	688	96	304	336	817	105	331	
	確認を受けない幼稚園	1,620	—	—	—	1,480	—	—	—	—
	地域型保育施設	—	—	17	46	—	—	26	71	
	提供量の合計	2,038	688	113	350	1,816	817	131	402	
② - ①	388	▲ 51	▲ 38	▲ 128	172	81	▲ 17	▲ 52		

市全域		H29				H30											
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳		3号認定							
			教育希望	保育認定	0歳	1-2歳		教育希望	保育認定	0歳	1-2歳						
				保育認定		保育認定				保育認定							
①量の見込み(必要利用定員総数)		1,170	424	714	145	444	1,146	416	699	141	435						
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・保育施設	1,766		839		114		355		1,766		794		126		373	
	確認を受けない幼稚園	0		-		-		-		0		-		-		-	
	地域型保育施設	-		-		31		89		-		-		31		89	
	提供量の合計	1,766		839		145		444		1,766		794		157		462	
② - ①		172		125		0		0		204		95		16		27	

市全域		H31							
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳		3号認定				
			教育希望	保育認定	0歳	1-2歳			
				保育認定		保育認定			
①量の見込み(必要利用定員総数)		1,100	399	671	137	426			
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・保育施設	1,766		794		126		373	
	確認を受けない幼稚園	0		-		-		-	
	地域型保育施設	-		-		31		89	
	提供量の合計	1,766		794		157		462	
② - ①		267		123		20		36	

[提供体制確保の考え方]

○1号認定・2号認定教育ニーズ

- ・定員数は、現在の定員数を反映させたものです。
- ・2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを1号認定の確保方策として考えます。
- ・1号認定と2号認定教育ニーズを合わせて、計画期間の1年目から十分な提供量が確保されています。

○2号認定保育ニーズ及び3号認定

- ・保育園の統合における定員枠の見直しや幼稚園からの認定こども園への移行を推進し、既存施設を活用しながら保育の枠の拡大を図っていきます。
- ・設備基準、職員配置基準などを満たした認可外保育施設については、地域型保育事業の実施施設への移行を進め、3歳未満の子どもの保育の枠の拡大を図っていきます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

[事業の概要]

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	箇所	2	2	3	3	3
確保方策(提供体制)	箇所	2	2	3	3	3

[確保方策の考え方]

公設の子育て支援センター、市役所窓口専任の職員を配置し事業を実施することを基本とします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人(月)	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
確保方策(提供体制)	箇所	7	7	8	8	8

[確保方策の考え方]

保育園整備に伴う設置を除き、単独施設を新たに設置しないことを基本とします。

(3) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査や計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人(年)	699	683	670	652	635
1人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×1人あたりの健診回数)	回	9,786	9,562	9,380	9,128	8,890

[確保方策の考え方]

母子健康手帳交付時に妊娠週数に応じて受診票を交付し、診察、血圧、尿検査、血液検査等実施要領の内容で医療機関及び助産所に委託した上で実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人(年)	688	674	662	646	630
②確保方策(提供体制)	人(年)	688	674	662	646	630
②-①	人(年)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

民生委員又は主任児童委員の訪問により実施します。

(5) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

[事業の概要]

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み(延べ訪問数)	人(年)	181	181	181	181	181
②確保方策(提供体制)	人(年)	181	181	181	181	181
②-①	人(年)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

育児家事支援については、支援員の派遣を委託した上で実施し、専門的支援については、保健センター職員により支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

[事業の概要]

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを、児童養護施設等において一時的に養育、保護を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人(年)	61	59	58	58	58
②確保方策(提供体制)	人(年)	61	59	58	58	58
②-①	人(年)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

児童養護施設に委託した上で実施します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

[事業の概要]

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[量の見込みと確保方策（小学生）]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人(週)	59	55	54	54	54
②確保方策(提供体制)	人(週)	59	55	54	54	54
② - ①	人(週)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

ファミリー・サポート・センターの運営を委託した上で実施します。

(8) 一時預かり事業

[事業の概要]

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

○幼稚園

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	1号認定	人(年)	10,207	10,165	9,861	9,861	9,861
	2号認定 (教育希望)	人(年)	59,119	58,984	57,099	57,099	57,099
②確保方策(提供体制)		人(年)	69,326	69,149	66,960	66,960	66,960
② - ①		人(年)	0	0	0	0	0

○幼稚園以外

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		人(年)	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752
②確保方策(提供体制)		人(年)	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752
② - ①		人(年)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

○幼稚園

各幼稚園における預かり保育（幼稚園型の一時預かりを含む）により確保します。

○幼稚園以外

現行どおり保育園、子育てひろばで実施することを基本とします。

(9) 延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人	634	634	634	634	634
②確保方策(提供体制)	人	634	634	634	634	634
② - ①	人	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

現行どおり保育園、認定こども園で実施するほか特定地域型保育施設において実施することを基本とします。

(10) 病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児・病後児について、医療機関や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人(年)	1,083	1,060	1,032	1,032	1,032
②確保方策(提供体制)	人(年)	1,083	1,060	1,032	1,032	1,032
② - ①	人(年)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

医療施設に隣接した施設において実施し、確保することを基本とします。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

[事業の概要]

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

[量の見込みと確保方策]

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	低学年	人	586	602	618	634	650
	高学年	人	103	103	103	103	103
②確保方策（提供体制）		人	673	673	713	713	753
② - ①			▲ 16	▲ 32	▲ 8	▲ 24	0

[確保方策の考え方]

平成31年までの5か年で量の見込みを受け入れられるよう施設の整備、改修等により確保します。

[放課後子ども教室]

小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な展開について、検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

幼稚園や保育園等を利用する際には、施設により保育料のほか教育・保育に必要な教材費等の保護者負担が生じることが想定されます。

そのために、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は、行事への参加に要する費用等を助成することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

国の動向を注視しつつ、実施に向けて検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

[事業の概要]

待機児童を解消するためには、待機児童解消加速化プランに基づく受け皿の確保や、地域の保育ニーズに沿った施設整備を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する調査研究や設置・運営を支援することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備が図られるよう調査研究を行います。

また、施設整備を促進するために、国・道の補助金等の制度を活用することも含め、事業者に対する助言・指導などの支援策を講じます。

